

滋賀県トラック協会支部長優良事業所表彰規定

(目的)

第1条 この規定は滋賀県トラック協会支部会員(以下「会員」という。)で貨物自動車運送事業の健全な発達に寄与するとともに当該事業の社会的地位の向上に貢献した事業所の功績をたたえ表彰する

(表彰者)

第2条 この表彰は、滋賀県トラック協会 支部長(以下「支部長」という。)の名により行う。

(表彰基準)

第3条 表彰は、次の基準の項目に適合する事業所に対して表彰状を授与し行う。

- 1 基準日前3年以内に車両停止以上の行政処分及び道交法上の行政処分を受けていない事業所であること。
- 2 貨物自動車運送事業法のみならずその他関係法令の遵守に努め、適正な事業運営を行っていること。
- 3 支部の役員会で承認を受けたものであること。
- 4 安全性優良事業所又は安全性優良事業所と同等の事業所であり、適正化指導員による巡回指導結果がD又はEランクの事業者で無いこと。

(基準日)

第4条 前条の審査の基準日は、表彰を受けようとする前年の12月31日とする。

ただし、被表彰事業所は、審査基準日以降表彰式までの間においても、表彰基準を満たしていなければならない。

(被表彰事業所の申請)

第5条 表彰を受けようとする事業所は、毎年2月末日までに、 支部支部長あて別紙1により申請するものとする。

(表彰の期日)

第6条 この表彰は、支部通常総会にて行う。

(別紙1)

平成 年 月 日

滋賀県トラック協会
支部 支部長

殿

申請者名

及び住所

印

優良事業所表彰候補申請書

1. 事業所の名称・住所 及び代表者名	・名 称 : (営業所) ・住 所 : ・代表者氏名 :
2. 行政処分等の有無	・有 ・無
3. 無事故・無違反	・有 ・無
4. 推薦理由	
備 考	

上記事業所は優良事業所表彰に係る表彰基準に適合しますので推薦します。

平成 年 月 日

支部役員会